

契約単価の変更に関する特約条項

(特約の目的)

第1条 この特約は、契約書第7条1項に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者(甲)及び受注者(乙)において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」(以下「物価版」という。)に掲載される「札幌スタンド渡し スタンド給油」における各品目の価格とする。

2 価格調査及び実施者

開札日以降毎月1回、物価版(月の最初に発行される号)発行時に、甲が実施する。

3 改定単価

前回基準とした指標(初回価格調査については、開札日において最新の物価版)に対して、0.5円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の当月1日以降納入分から適用する。

5 補助金等への対応

補助金等の増額又は減額により改定単価が著しく不相当であると認められる場合は、甲が新たに改定単価を算定し、乙に通知する。補助金等の変更があった日以降の納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。

乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

(急激な物価変動時等の対応)

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は前3条の定めにかかわらず、契約書第7条2項による契約単価を変更することが出来る。

以上